

社 援 発 0 9 2 4 第 2 号
令 和 7 年 9 月 2 4 日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が本日付で公布、本年10月1日から施行するので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）により、公証人法（明治41年法律第53号）が改正され、これまで書面をもって作成することが前提とされていた公正証書について、原則として電磁的記録をもって作成されることとされた。

当該改正が令和7年10月1日に施行されることに伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第13条で定める貸付事業を行う組合が講じなければならない措置に係る「特定公正証書」について、所要の改正を行う。

第2 改正の概要

公正証書の作成等を原則として電磁的記録によることとする見直しに伴い、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第51条第1項第43号及び第45号ロにいう特定公正証書について、電磁的記録をもって作成されたものを含むことを明確化するための規定の適正化を行う。

第3 施行期日

令和7年10月1日